

令和6年3月 公益財団法人 建築技術教育普及センター

令和6年 一級建築士試験 受験要領

受験申込は、原則として「インターネットによる受付」のみとなります。

「インターネットによる受付」は、新規受験を含めたすべての方の受付が可能です。なお、インターネットによる受験 申込が行えない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等)には、別途受付方法 をご案内いたしますので受付期間に間に合うよう、4月8日(月)までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部ま でお問合せください。

また、受験申込に必要な書類等は、「受験の区分」「受験資格の区分」によって異なりますので、事前に確認し「インターネットによる受付期間」に間に合うよう必ず準備のうえ申込をしてください。

受験票については、マイページからダウンロードしたものを必ず印刷したうえで試験場に持参してください。 試験場は、マイページからダウンロードする受験票に明記してお知らせします。

なお、受験申込受付期間は、受験区分の「学科の試験から」、「設計製図の試験のみ」共に、例年どおり同一の受付期間(令和6年は、4月1日(月)~4月15日(月))ですので、ご注意ください。

令和6年から、「学科の試験」と「設計製図の試験」の受験票の発行日が異なります。

令和5年までは、「学科の試験から」の受験票は、「学科の試験」と「設計製図の試験」とが一体となっておりましたが、 令和6年からは、受験票は「学科の試験」専用、「設計製図の試験」専用のものを発行します。

従って、「設計製図の試験」の受験票は、「学科の試験の合格者」及び「設計製図のみの受験者」に対して発行します。 よって、受験票の発行日は、「学科の試験」と「設計製図の試験」で異なりますので、ご注意ください。

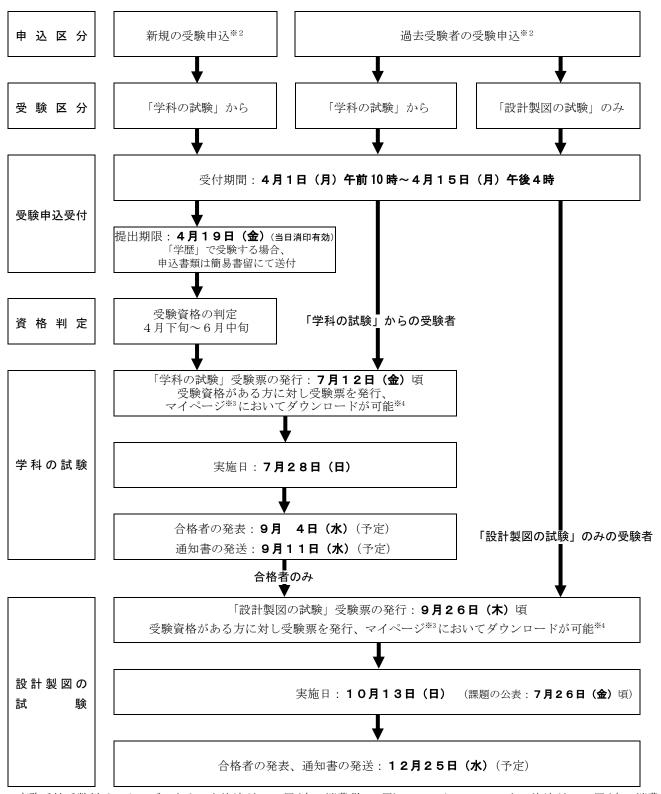
一級建築士試験は、建築士法第13条の規定に基づいて、国土交通大臣により行われるものです。

試験の実施に関する事務は、建築士法第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づき、国土交通大臣から中央指定試験機関の指定を受けた公益財団法人建築技術教育普及センター(以下、「センター」という。)が行います。

試験の概要に関しての不明な点については、センター又は住所地の都道府県ごとに設立されている一般社団法人又は公益社団法人の建築士会へお問い合せください。

<令和6年 一級建築士試験 日程等>

受験手数料: 17,000 円(非課税)(別途事務手続き手数料^{※1}が必要)



- ※1 事務手続手数料は、クレジットカード決済が281円(内、消費税25円)、コンビニエンスストア決済が225円(内、消費税20円)必要です。
- ※2 次の①又は②の方も「新規の受験申込」に該当します。
 - ①一級建築士試験を平成14年以前に受験申込をしたことはあるが、平成15年以降には受験申込していない方
 - ②一級建築士試験を平成15年以降に受験申込をしたが個人情報の使用について承諾していない方
- ※3 マイページとは、インターネットによる受付において受験申込手続き完了後から利用できる受験者専用のページです。
- ※4 **受験票は郵送されません。**マイページから受験票をダウンロードし、必ず<u>印刷したうえで試験会場に持参してください。</u> スマートフォン等の画面上の受験票では試験を受けられません。

目 次

1.	試験	の構成等	2
		試験の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		「学科の試験」の免除	
		出題科目、出題数等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	(4)	「設計製図の試験」の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2.	受験		_
		一級建築士試験の受験資格(建築士法第 14 条) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		受験資格の学歴要件等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3.		申込に必要な書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		必ず全員が準備するのもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		初めて受験申込する方が準備するもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		過去に受験申込した方が準備するもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4.		申込の手順 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		受験申込受付期間 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		受験手数料	
		受験資格を証明する書類の送付(「新規の受験申者」のみ、二級建築士/建築設備士での申込を除く。)・・・	
		受験票の交付	
		受験特別措置	
		注意事項	
5.		申込後の住所、試験地等の変更について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		受験申込事項の変更又は修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		試験地の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_
		合格通知書等送付先の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6.		日・時間割及び試験当日の注意	
		試験日及び時間割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	. ,	試験場	-
		試験当日の携行品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		無線通信機器(携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、通信機能付き時計等)の取り扱い・・・・・・	
		試験問題の持ち帰り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		不正行為について · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
7.		者の発表等	
		合格者の発表日及び合否の通知の発送日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2)	試験問題及び合否判定基準等の公表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
*4= .1.			
資料		学歴要件等について · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
資料		「指定科目修得単位証明書・卒業証明書」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料		「学科の試験」において使用が認められる法令集について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料		「設計製図の試験」において使用が認められる平行定規と型板について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料		「設計製図の試験」において使用が認められる電卓について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料	ł 6	筆記用具等収納ケースについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
±> ±+	4 4	(((中放ぶが 4) と担人)によりより34晩中佐の44ピナム(炊い こ) マ	07
参考		災害等が発生した場合における試験実施の対応方針等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
参考	, 2	過去受験票等の原本証明について	28

1. 試験の構成等

(1) 試験の構成

「学科の試験」と「設計製図の試験」が行われ、「設計製図の試験」は「学科の試験」に合格しなければ受験することができません。

(2)「学科の試験」の免除

令和2年以降の「学科の試験」に合格した方は、引き続いて行われる4回の建築士試験のうち2回(「学科の試験」の合格年の「設計製図の試験」を欠席する場合は3回)について「学科の試験」の免除を受けることができます。

令和6年は、令和2年以降の「学科の試験」に合格した方のうち、合格年から令和5年までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の方は、本人の申請により、本年試験の「学科の試験」が免除されます。(欠席は受験回数に含まれません。)

受験申込は、「学科の試験から」の場合と「設計製図の試験のみ(「学科の試験」が免除)」の場合で異なりますので、十分ご注意ください。

(3) 出題科目、出題数等

試験の区分	出題形式	出題科目	出題数	試験時間
		学科 I (計画)	20問	# O π±.
	四肢択一式	学科Ⅱ(環境・設備)	20問	計2時間
「学科の試験」		学科Ⅲ (法規)	30問	1 時間 45 分
		学科IV (構造)	30問	司. 0 吐胆 45 八
		学科V (施工)	25問	計2時間45分
「設計製図の試験」	あらかじめ公表する課題の建築 物についての設計図書の作成	設計製図	1課題	6 時間 30 分

(4)「設計製図の試験」の課題

「設計製図の試験」の課題は、令和6年7月26日(金)頃からセンターのホームページにおいて公表します。

2. 受験資格

建築士法の改正(令和2年3月1日施行)に伴い、受験する際の要件となっていた実務の経験が、免許登録の要件になりました。

(1) 一級建築士試験の受験資格(建築士法第14条)

•	·/ WAA-MMYAMAII \AA-MM ·· M/					
	建築士法第 14 条	建 築 に 関 す る 学 歴 又 は 資 格 等				
	第一号	大学、高等専門学校(旧制大学を含む)において、指定科目を修めて卒業した者(※1)				
	第二号	二級建築士				
	第三号	国土交通大臣が上記の者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者(※2) (令和元年国土交通省告示第752号ほか)				

- (注)「国土交通大臣が定める建築士法第 14 条第三号に該当する者の基準」に基づき、あらかじめ学校・課程から申請のあった開講科目が指定科目に該当すると認められた学校以外の学校(外国の大学等)を卒業して、それを学歴とする場合には、建築士法において学歴と認められる学校の卒業者と同等以上であることを証するための書類が必要となります。提出されないときは、「受験資格なし」と判断される場合があります。
- (※1) 専門職大学の前期課程を含む。
- (※2) 建築設備士を含む。

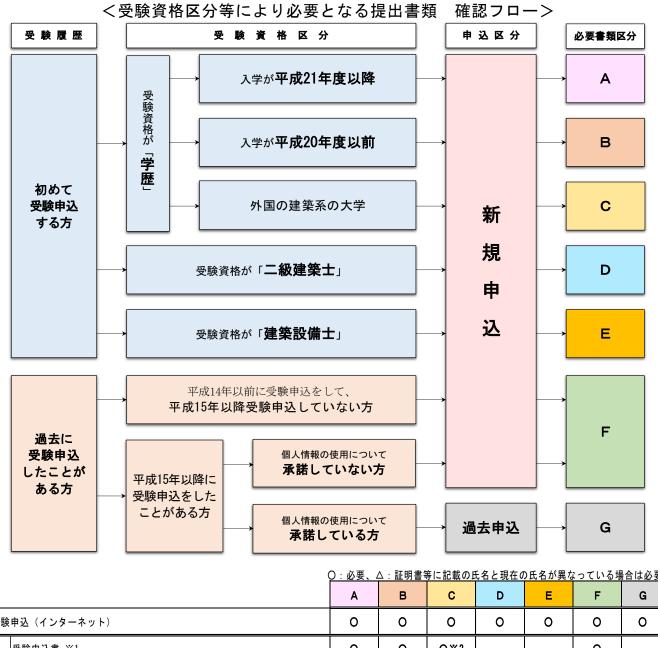
(2) 受験資格の学歴要件等 ⇒ 学歴要件等について

- ・学校の入学年が平成21年度以降の方…国土交通大臣の指定する建築に関する科目(以下、「指定科目」という。)を修めて卒業
- ・学校の入学年が平成20年度以前の方…所定の課程を修めて卒業
- ・二級建築士の方
- ・建築設備士の方

<災害等が発生した場合における試験実施の対応方針について>

災害等が発生した場合、全国又は一部地域において、試験日前又は試験当日の試験場を含む地域の災害の状況や交通機関・試験場の状況等により、開始時間を遅らせる又は当日の試験を中止し、後日再試験の実施を判断する場合があります。災害等が発生した場合における試験実施に関する情報は、センターのホームページ及びメールにて情報提供する予定です。そのため、必ず試験までに同ホームページ及びメールを確認してください。同ホームページ及びメールに記載した試験実施に関する情報については、同情報を確認しないことにより生じるいかなるトラブルに対しても、センターは責任を負いかねます。

3. 受験申込に必要な書類



○:必要、△:証明書等に記載の氏名と現在の氏名が異なっている場合は必						易合は必要		
		Α	В	С	D	E	F	G
受験申込 (インターネット)		0	0	0	0	0	0	0
	受験申込書 ※1	0	0	O%3			0	
	指定科目修得単位証明書・卒業証明書(原本)※2 (通常の卒業証明書ではなく、建築士試験申込用の証明書)	0						
必	卒業証明書(原本)		0					
要	卒業証明書(原本)及びその日本語訳 等の各種必要書類 詳細は <u>こちら</u>			O % 3				
書	二級建築士免許証明書又は二級建築士免許証※4				0			提出なし
類	建築設備士登録証又は建築設備士試験合格(又は建築設備士講習受講)証書					0		
	過去受験番号が確認できる書類(過去の受験票、合否通知書等の写し)						0	
	氏名の変更が確認できる書類(戸籍抄本の写し等)※5	Δ	Δ	∆%3	Δ	Δ	Δ	
提出	方法	郵送	郵送	郵送	web アップロード	web アップロード	郵送	

- ※1: 受験申込書はインターネット申込、受験手数料決済完了後にマイページからダウンロードできます。
- ※2:備考欄に「置換」と明示されている場合、「指定科目修得単位証明書・卒業証明書」に加えて「置換科目一覧表」(原本)の提出が必要です。
- ※3:事前相談書類を提出し、「内容に問題なし」と判断された方は、受験申込時の受験申込書、各種必要書類の郵送は不要となります。
- ※4:二級建築士免許証明書の発行期間中の場合は、登録証明書でも可です。
- ※5:婚姻等により証明書類に記載された氏名と受験申込する氏名が異なる場合は必要です。

(1) 必ず全員が準備するのもの

- ●顔写真の電子ファイル
- 1) <u>カメラ機能を有する</u>スマートフォン、パソコン等により受験申込を行う方 インターネットでの申込情報入力時に、「顔写真撮影ツール」により撮影した顔写真をアップロードすることが可能です。 または、予め準備した顔写真の電子ファイル (詳細は「2) <u>カメラ機能の無い</u>スマートフォン、パソコン等により受験申込を行う方」参照) をアップロードすることも可能です。
- 2) <u>カメラ機能の無い</u>スマートフォン、パソコン等により受験申込を行う方 無帽・無背景・正面、本人のみを写し、試験時に本人確認ができるデジタル化された鮮明な写真で、デジタルカメラ、 スマートフォン等で撮影した顔写真の電子ファイルを準備してください。
- ①受験申込前6カ月以内に撮影したもので、写真のサイズは、幅665・高さ915ピクセル(指定のサイズに切り取りができる「顔写真切り取りツール」が受付トップ画面にありますのでご利用ください。)
- ②ファイルの形式はJPEG形式に限ります。(ビットマップ形式やその他の形式のファイルは使用できません。)
- 注 合格者の写真等は、国土交通大臣を経由して中央指定登録機関に提供されます。また、「設計製図の試験」の合格通知書 に写真が印刷され、建築士免許登録時の本人確認に利用されますので、鮮明な写真としてください。なお、写真に明確 な不備がある場合(例えば本人確認が困難等)は、原則として受験申込を受理できず、受験できませんのでご注意くだ さい。

(2) 初めて受験申込する方が準備するもの

初めて受験申込を行う方は、「新規の受験申込」となります。**必要書類は、受付期間に間に合うよう、受験申込を行う前に、必ず事前に準備してください。**

受験資格区分等により必要となる提出書類

受験資格区分等によって提出書類が異なります。以下を参照のうえ、必要となる書類を準備し、<u>受験資格が「学歴」の場合</u>はインターネットでの申込情報入力完了後、簡**易書留郵便にて提出してください。**受験資格が「二級建築士」「建築設備士」の場合はインターネットでの申込情報入力時に資格を証明する書類をアップロードし、郵送は不要です。証明書等に記載の氏名と現在の氏名が異なっている場合は、氏名の変更が確認できる書類(戸籍抄本又は謄本の写し)を併せて提出(受験資格が「二級建築士」「建築設備士」の場合は、アップロード)してください。

必要書 類区分	受験資格	必要となる提出書類	提出方法
А	学 歴 (学校の入学年が 平成 21 年度以降 の場合)	「指定科目修得単位証明書・卒業証明書」(原本)→注1、 <u>証明書サンプル</u> ※1通常の卒業証明書ではなく、建築士試験申込用の証明書です。 ※2発行日が令和元年以前のものは利用できません。発行日が令和2年以降のものを用意してください。	
В	学 歴 (学校の入学年が 平成20年度以前 の場合)	卒業証明書(原本)→注2、学校名別学校コード表を参照 (専攻・コースによる告示認定校の場合は、その専攻・コース名が明記された卒業証明書が必要)	簡易書留にて郵送
С	学 歴 (外国の大学)	卒業証明書(日本語訳を添える。)等の各種必要書類 手続き、必要書類の詳細は <u>こちら</u> を確認してください。	
D	二級建築士	二級建築士免許証明書(表面)又は二級建築士免許証(表面)の電子ファイル (JPEG ファイル)(免許証明書発行期間中の場合は登録証明書)→注3	画像アップ
E	建築設備士	建築設備士試験合格(又は建築設備士講習受講)証書(表面)又は建築設備士登録証 (表面)の電子ファイル (JPEG ファイル) →注 4 (建築設備士試験合格(又は建築設備士講習受講)証書で申込する場合において、 証書を紛失された方は、センターで証明書の発行を受ける。)	ロード (郵送不要)

- 注1:「指定科目修得単位証明書・卒業証明書」の備考欄に「置換」と明示されている場合、「指定科目修得単位証明書・卒業証明書」に加えて「置換科目一覧表」(原本)の提出が必要です。
- 注2: 平成20年以前に入学し、留年等により在学年数が修業年限を超えて卒業した場合は、入学年が明記された証明書の提出が必要です。また、卒業した学科によっては、「コース名等の確認ができる証明書」や「建築士試験の受験資格がある単位修得証明書」等の提出が必要となる場合があります。卒業した学校に証明書発行を依頼する際に、建築士試験を受験申込することを伝え、適切な証明書を必ず提出してください。適切な証明書が不明な場合はセンター本部にお問合せください。
- 注3:二級建築士免許を登録していることを確認できる証明書が必要です。詳しくは免許登録された都道府県建築士会へお問合せください。
- 注4: 国土交通大臣が定める要件(欠格事由)のいずれにも該当していない方である必要がある為、申込同意事項に記載されている項目を確認していただく必要があります。
- ※ 受験申込時に提出した書類は、受験資格の有無に関わらず、返還しません。
- ※ 受験資格の判断に当たって、センターから受験申込に必要な証明書類以外の添付書類の提出を求める場合があります。その際には、必要な書類を整えて速やかに提出してください。

(3) 過去に受験申込した方が準備するもの

次の①、②の過去の受験歴によって、申込区分と必要書類が変わりますので、ご注意ください。

G (必要書類区分)

①平成15年以降に受験申込した方のうち、個人情報の使用についてあらかじめ承諾している方

(「設計製図の試験のみ(「学科の試験」が免除)」の方も含まれます。)

過去の受験番号がわかるもの(過去受験票、合否通知書等)を準備し、受験番号を確認のうえ、インターネットによる受付を「過去受験者の受験申込」で行ってください。申込に当たって、受験番号以外に準備するものはありません。(過去受験票、合否通知書等を紛失して、過去の受験番号が不明な場合は、こちらから確認してください。)

1) 過去の受験申込時から現在の氏名が変更されている場合

昨年以前の受験申込時から氏名が変更となる場合(昨年以前に氏名の変更手続きを行なっている方は除く。)は、**当時の氏名**(旧姓)で受験申込を行ってください。受付完了後、令和6年5月8日(水)以降にマイページから氏名の変更手続き(戸籍抄本又は謄本の写し等、変更前後の氏名が確認できる書類をアップロード)をしてください。

2) 「設計製図の試験のみ」の方が受験申込する場合の受験番号について

令和2年~令和5年の間で「学科の試験」に合格した年以降の受験番号を利用してください。(令和2年以降に「学科の試験」に合格し、令和5年までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の方に限ります。(欠席は受験回数に含まれません。))

F (必要書類区分)

②「平成15年以降に受験申込していない方^{※1}」又は「平成15年以降に受験申込をしたが個人情報の使用について承諾していない方^{※2}」 以下の要領で、インターネットによる受付を「新規の受験申込」で行ってください。

(令和2年以降の受験番号を利用する方は、個人情報の使用に承諾済みのものとなりますので上記 (の)を参照してください。)

1) 過去の申込時の受験資格が「学歴」の場合

インターネットによる受付の「新規の受験申込」において「学歴」を選択し、申込情報入力完了後、<u>受験申込書と併せて過去の受験票(写し)又は合否通知書(写し)</u>を簡易書留郵便にて、令和6年4月19日(金)(当日消印有効)までに送付してください。なお、過去の受験票等は原本証明書(<u>こちら</u>、参考2参照)に貼付したうえで、提出してください。

2) 過去の申込時の受験資格が「二級建築士」又は「建築設備士」の場合

インターネットによる申込の「新規の受験申込」において「二級建築士」又は「建築設備士」を選択し、<u>過去の受験票、合否通知書又は資格を証明する書類((2)のD又はEに掲げるもの)</u>の電子ファイル (JPEG ファイル) を受付システムにアップロードしてください。(アップロードをしないと受験申込を進めることができません。)

- ※1平成15年以降に受験歴のない方で、過去の受験票、合否通知書等を紛失している場合は、過去の受験歴を利用しての 受験申込はできませんので、「(2) 初めて受験申込する方が準備するもの」に応じた必要書類をそろえて「新規の受 験申込」を行ってください。
- ※2 平成15年以降に受験申込をして、個人情報の使用に承諾されていない方であっても、受験番号を検索することができます。(過去の受験番号の検索は、こちら)

受験番号の書かれた検索結果の画面を、「学歴」での申込の方は印刷(原本証明書(<u>こちら</u>)への貼付が必要)し提出することで、過去受験票等の写しに代えることができます。(「二級建築士」又は「建築設備士」での申込の方は、画像保存し、受付システムにアップロードしてください。)

- ※ 過去の受験票等に記載の氏名と現在の氏名が異なっている場合には、氏名の変更が確認できる書類(戸籍抄本又は謄本の写し等)の提出も必要です。(「二級建築士」又は「建築設備士」は、氏名の変更が確認できる書類を受付システムにアップロードしてください。)
- ◆二級建築士試験、木造建築試験等の他の試験の受験歴を利用して、一級建築士試験の受験申込はできませんので、「(2)初めて受験申込する方が準備するもの」に応じた必要書類をそろえて「新規の受験申込」を行ってください。

<参考>

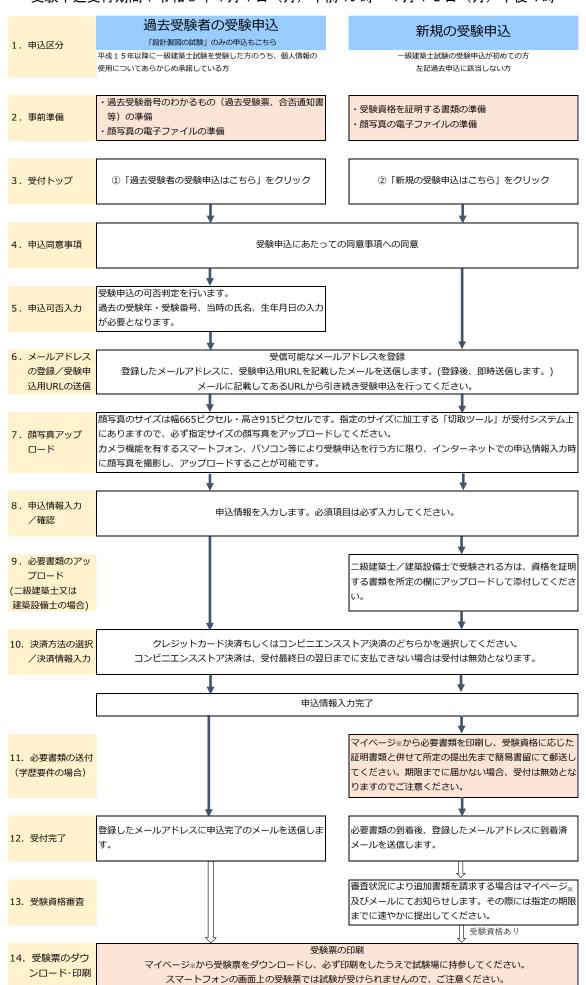
建築士法の改正に伴い、建築士試験の受験時ではなく、合格後の免許登録時に建築実務の経験を確認することとなりました。このため、令和元年以前に受験したことのある方は、改めて、合格後の免許登録時に、学歴又は資格を証する書類、必要な実務年数分の実務経歴書及び実務経歴証明書を提出する必要があります。(令和2年以降の受験時に(2)の書類を提出した方は不要です。)

個人情報の取り扱いについて

- (1) 一級建築士試験の合格者の受験申込書・受験資格を証する書類等が、国土交通大臣を経由して中央指定登録機関に提供 されます
- (2) 収集した個人情報は、センターの個人情報保護方針に基づき適正かつ安全に管理いたします。なお、詳細については、センターのホームページをご覧ください。

4. 受験申込の手順

受験申込受付期間:令和6年4月1日(月)午前10時~4月15日(月)午後4時



※インターネットによる受付において受験申込手続き完了後から利用できる受験者専用のページです

(1)受験申込受付期間

受付の手順の詳細についてはこちら

令和6年4月1日(月)午前10時 ~ 4月15日(月)午後4時

(2) 受験手数料

17,000円(非課税)

(他に、事務手続手数料として、クレジットカード決済は 281 円(内、消費税 25 円)、コンビニエンスストア決済は 225 円(内、消費税 20 円)が必要です。)

決済は、クレジットカードもしくはコンビニエンスストアの2つの方法があります。

クレジットカード決済は、カード番号等を入力する必要がありますので、事前にクレジットカードを用意してください。コンビニエンスストア決済は、支払番号や支払方法を確認のうえ、4月16日(火)(受付最終日の翌日)午後11時59分までに受験手数料等を納付してください。**受付最終日の翌日までに支払いできない場合は、受付は無効**となります。

なお、一旦納付された受験手数料は、センターの責により試験を受けることができなかった場合を除き、返還されません。

(3) 受験資格を証明する書類の送付(「新規の受験申込」のみ、二級建築士/建築設備士での申込を除く。)

●受験資格を証明する書類の提出期限:令和6年4月19日(金)(当日消印有効)

受験申込に必要な書類等は、「受験の区分」、「受験資格の区分」によって異なりますので、事前に確認し、受付期間に間に合うように必ず準備のうえ、申込をしてください。消印(通信日付印)のないものは受付できません。

入力事項送信完了後、封筒に宛名ラベルを貼付して、「受験申込書」と「受験資格に応じた受験申込に必要な書類」を同封し、簡易書留郵便にて送付する必要があります。<u>マイページから「受験申込書」及び「郵送先が記載された宛名ラベル」が</u>印刷できます。

提出期限までに提出しなかった場合及び書類に不備がある場合は、受験できませんのでご注意ください。

なお、二級建築士又は建築設備士を受験資格として受験申込する場合には、証明書を郵送する必要はありません。受験申込情報入力時に証明書(表面)の電子ファイルをアップロードしてください。

(4) 受験票の交付(試験は受験票に明記された試験場で受験してください。)

受験票の発行日は以下のとおりです。マイページからダウンロードができます。受験票の郵送は、原則行いませんので、**受 験票は、必ず印刷したうえで試験場に持参**してください。スマートフォン等の画面上の受験票では試験が受けられませんので、 ご注意ください。

「学科の試験」の受験票 令和6年7月12日(金)頃 「設計製図の試験」の受験票* 令和6年9月26日(木)頃 ※「学科の試験」の合格者及び「設計製図の試験」のみの受験者に発行

(5)受験特別措置

受験特別措置を申請する期限:令和6年5月24日(金)(当日消印有効)

身体の障がい、疾患、妊娠等の理由により、受験に際し、特別な措置(座席の配慮、試験時間の延長、ドラフターの使用、コンピューターの使用による解答方式等)を希望する方は、**受験申込画面において、「受験特別措置希望有無」欄にチェック**(**レ点**)を入れ、「特別措置申請書」をダウンロードし、「障がいを証する書類」と共にメール又は郵送にてお送りください。(申請期限内であれば受験申込後でもあっても、マイページ上にある「受験特別措置希望有無」欄にチェックすることで「特別措置申請書」をダウンロードできます。)

なお、障がいの程度、試験場の都合等により希望する措置を受けられない場合があります。

(6) 注意事項

①メールアドレスについて

試験会場の変更、災害等による再試験の案内及びその他の重要なお知らせは、メールで案内します。迷惑メール等の設定によりメールが届かない場合がありますのでドメインが「@jaeic.or.jp」からのメールを受信できるように事前に設定の変更をお願いします。

なお、メールが届かない場合も考えられるので、センターのホームページ、マイページをよくご確認ください。

②顔写真の不備について

アップロードされた顔写真に不備がみられた場合、センターより顔写真の差し替えを依頼します。対象者には差替依頼のメールを送信しますので、マイページから速やかに差替手続きを行ってください。なお、写真に明確な不備がある場合 (例えば本人確認が困難等) は、原則として受験できませんのでご注意ください。

③申込情報の入力について

申込情報を入力する際に使用する文字は、「JIS第一水準・第二水準」としてください。

セキュリティ対策のため、タイムアウト機能を設定しているため、30分以内に入力を行ってください。30分を超過すると最初から入力を行うことになります。なお、最終日の午後4時以降においてタイムアウトになった場合、申込ができませんので注意してください。

④マイページについて

受験票のダウンロード、受験申込状況の確認、受験申込後に入力項目に変更があった場合の変更手続き等がマイページで可能となります。マイページにログインする場合には、ユーザーID(登録したメールアドレス)とパスワードが必要になりますので、申込み後に送信される「申込受付通知メール」又は「申込情報確認」画面において表示されるユーザーIDとパスワードを、必ず保存又は印刷し、大切に保管してください。

⑤必要書類の不備について

初めて受験申込をする場合、受験資格を証明する書類が必要になります。提出期限までに届かなかった場合及び書類に不備がある場合には受験ができませんのでご注意ください。なお、受験資格の判定に当たって、追加で証明書等を請求する場合があります。その際には、マイページ及びメールにてご連絡いたしますので、必要書類を準備のうえ、速やかに提出してください。

5. 受験申込後の住所、試験地等の変更について

(1) 受験申込事項の変更又は修正

受験申込後に氏名、住所地(現住所)、本籍地等の変更又は修正がある場合には、**令和6年5月8日(水)以降**、マイページから変更手続きを行ってください。

変更又は修正期限: 令和6年11月24日(日)(氏名は、6月17日~7月28日、9月2日~10月13日は変更できません。)

1) 婚姻等により氏名が変更となった場合

「氏名の変更が確認できる書類(戸籍抄本又は謄本の写し等、変更前後の氏名が確認できる書類)」の JPEG ファイル を準備し、アップロードしてください。

2) 氏名の誤入力による修正の場合

運転免許証等の身分証明書で、現在の氏名の確認ができる書類の JPEG ファイルを準備し、アップロードしてください。

3) 住所地 (現住所)、本籍地、その他の項目を変更又は修正する場合 氏名の変更がない場合は、添付書類は不要です。

(2)試験地の変更

受験申込後、転勤等により試験地に変更がある場合には、令和6年5月8日(水)以降、マイページから変更手続きを行ってください。なお、申請期限後は、理由を問わず試験地の変更ができません。

1) 必要書類

「氏名が明記された新住所(異動先)の都道府県が確認できる書類*」の JPEG ファイルを準備し、アップロードしてください。

- ※「氏名が明記された新住所(異動先)の都道府県が確認できる書類」の例
 - ①住民票
 - ②異動の辞令の写し(異動先の支店名や住所が明記されたもの)

(異動先の支店名のみでは希望する試験地の都道府県がわからない場合(例:「関西支社」、「支社名は東京支社だが、所在地が埼玉県」)は、異動先の住所がわかる書類も併せて必要)

③氏名及び住所が明記された公共料金領収書、賃貸借契約書の写し

2) 試験地の変更にかかる注意事項

- ・「氏名が明記された新住所(異動先)の都道府県が確認できる書類」をアップロードできない場合は、試験地の変更を 認めません。
- ・同じ都道府県内においての試験場の変更は、認められません。
- ・希望する試験地の状況によっては、試験地の変更が認められない場合があります。
- ・試験地の変更が認められた場合は、受験票に変更後の試験場を明記します。
- 3)申請期限

「学 科 の 試 験」: 令和6年6月16日(日) 「設計製図の試験」: 令和6年9月 1日(日)

(3) 合格通知書等送付先の変更

「学科の試験」、「設計製図の試験」の合格通知書等の送付先は、**令和6年5月8日(水)以降**、マイページから変更手続きを行ってください。なお、**申請期限後には送付先の変更は出来ません**ので、必要に応じて、郵便局の転居・転送サービスをご利用ください。

1)申請期限

「学 科 の 試 験」: 令和6年 8月21日(水) 「設計製図の試験」: 令和6年11月24日(日)

6. 試験日・時間割及び試験当日の注意

(1) 試験日及び時間割

●「学科の試験」

試 験 日		時 間	割			
	9:30~9:45 (15分)	注意事項等説明				
	9:45~11:45 (2時間)	学科 I (計画)	20問	建築計画、建築積算等		
		学科Ⅱ (環境・設備	j) 20問	環境工学、建築設備(設備機器の概 要を含む。)等		
	(1時間)	休憩				
	(内 12:15~12:45 (30 分))	法令集チェック				
7月28日(日)	12:45~12:55 (10分)	注意事項等説明				
	12:55~14:40(1時間 45 分)	学科Ⅲ(法規)	30問	建築法規等※		
	(20分)	休憩		•		
	15:00~15:10(10分)	注意事項等説明				
	15:10~17:55 (2時間45分)	学科Ⅳ(構造)	30問	構造力学、建築一般構造、建築材料等		
	15.10~17.55(2時间45分)	学科Ⅴ(施工)	25問	建築施工等		

⁽注) 学科の試験で「学科Ⅰ・Ⅱ | を欠席した方は、「学科Ⅲ | 及び「学科Ⅳ・Ⅴ | の受験を認めません。

●「設計製図の試験」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
試 験 日		時	間	割						
108108(8)	10:45~11:00(15 分)	注意事項等説明								
10月13日(日)	11:00~17:30(6時間 30 分)	設計製図								

⁽注)「学科の試験」及び「設計製図の試験」の解答に当たり、適用すべき法令については、令和6年1月1日現在において施行されているものとします。

(2)試験場

- ①<u>住所地</u>の都道府県で試験を受験してください。マイページからダウンロードする受験票に明記された試験場で受験してください。
- ②試験場はセンターが指定し、「学科の試験」は7月12日(金)頃から、「設計製図の試験」は9月26日(木)頃からマイページにて発行される受験票に明記されます。
- ③長崎県壱岐・対馬に在住の受験申込した方は、福岡県の試験場でも受験ができます。
- ④受験申込をした後に、住所地の変更等の事由により、他の都道府県に試験地の変更を希望する場合、期限までに申請してください。希望する試験地の対応が可能であれば試験地の変更を認めます。
- ⑤会場の都合等により、試験場が変更となる場合は、センターのホームページ等でお知らせします。また、受験票の発行 日以降に試験場が変更となる場合には、対象者にメール等で通知します。
- ⑥試験場となる会場に対する電話等での問い合わせ、建物内への事前立ち入り等の行為は、ご遠慮ください。
- ⑦試験時間内の本人確認のため、一時的にマスク等を外すよう指示されることがあります。
- ⑧施設の使用条件により、飲食(ペットボトル等のふた付きのものは除く。)を認めない場合がありますので、ご注意ください。
- ⑨試験室内は、空調設備等により、着席位置ごとに温熱環境が違いますので、各自で温熱感覚を調節できるよう、服装に はご注意ください。
- ⑩試験室内に時計が設置されていない場合があります。
- ⑪試験時間内に日常的な生活騒音等(試験監理員の巡回による足音・監理業務上必要な打合せ等、周囲の受験者の咳・くしゃみの音等、航空機・自動車・風・雨・空調の音等、机・椅子等がきしむ音、照明の点滅等)が発生した場合でも、特別措置は行いません。
- ⑫試験場及びその周辺への自家用車等の駐車はできませんので、他の交通機関を利用してください。もし、違法駐車し、警察又は学校当局等から撤去要請があった場合は、試験時間内であっても退室し、撤去していただきます。なお、試験時間内に退室すると、それ以後の試験を継続して受験できませんのでご注意ください。
- ③試験場の敷地内は、すべて禁煙とします。
- ⑭試験室内は、撮影禁止とします。

^{※「}建築法規等」に関する出題に当たっては、告示も含まれます。

(3) 試験当日の携行品

試験時間内は、下記の「①必ず携行するもの」「②携行できるもの」以外のものは、使用できません。

受験票については、マイページからダウンロードしたものを必ず印刷したうえで試験場に持参してください。

スマートフォン等の画面上の受験票では試験が受けられませんのでご注意ください。

試験当日、本人確認をする場合がありますので、<u>身分証明書</u>(原則として、顔写真付きのもので、マイナンバーカード、 運転免許証、パスポート、社員証、学生証等)を持参してください。

●「学科の試験」

①必ず携行するもの 受験票、黒鉛筆(HB又はB程度、シャープペンシルを含む。)、消しゴム

②携行できるもの 法令集 [学科皿(法規)の問題を解答する場合に限り、2 冊まで使用できます。ただし、使用する 法令集に付随する追録、補足、訂正表等は追加できます。使用が認められる法令集の詳細は、<u>こちら</u>を参照]、鉛筆ケズリ、時計又はストップウォッチ(小型で時計機能のみのものに限る、アラーム 等音の機能の使用は不可)

③携行できないもの 電卓、計算尺、計算機能のあるもの、電動消しゴム、<u>筆記用具等収納ケース</u>、その他上記①、②以外のもの

● 「設計製図の試験」使用が認められる平行定規と型板(テンプレート)について

①必ず携行するもの 受験票、黒鉛筆(HB又はB程度、シャープペンシルを含む。)、消しゴム

②携行できるもの 製図板 [45cm×60cm 程度とし、傾斜用の軽易なまくらの使用は可とする。ただし、使用に際しての製図板の傾斜角度は30度以下とする。]、T定規(60cm 程度)、平行定規、その他の定規(直定規、三角定規、勾配定規、雲型定規)、円・だ円・正三角形・正方形及び文字用の型板(テンプレート)、三角スケール、分度器、コンパス、ディバイダー、ハケ、画びょう、製図用テープ、しんホルダー、鉛筆ケズリ、消し板(テンプレートとしての使用は不可)、計算尺、電卓(加減乗除、ルート、メセリー、%機能、関数機能を限度とし、プログラム機能を有せず、小型で音のしないもの)、問題チェック用の蛍光ペン・色鉛筆(答案用紙への使用は不可)、滑り止めマット(他の受験者の妨げになるものは不可)、時計又はストップウォッチ(小型で時計機能のみのものに限る、アラーム等音の機能の使用は不可)

③携行できないもの ドラフター、問題用紙つり器具、認められる図形及び文字用以外の型板(テンプレート)、点線・破線等を引くことができる型板(点線スケール)、ソロバン、メモ用紙、トレーシングペーパー、電動消しゴム、<u>筆記用具等収納ケース</u>

その他上記①、②以外のもの

※上記②の定規やテンプレート、三角スケールに目印としてマークしたもの、シールを貼ったものの使用は認めません。 (注) 試験場への飲物の持ち込みについては、ペットボトル等のふた付きのものに限り認めます。また、試験室内での耳栓の使用は認めません。

(4) 無線通信機器(携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、通信機能付き時計等)の取り扱い

携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、電話機能やメールの送受信機能がある時計等の無線通信機器について、試験時間内の使用を禁止します。使用した場合は不正行為とみなし、処分の対象となります。試験時間中は、無線通信機器の電源を必ず切って、かばんの中にしまってください。

試験開始後、機器を操作するような行為が確認されたり、かばんの中にしまわず机の上に置いていたり、身に着けていたりした場合は、不正行為とみなし退場処分となりますのでご注意ください。

(5) 試験問題の持ち帰り

受験者に配布した試験問題については、試験終了まで試験室に在室した方に限り、持ち帰りを認めます。なお、「学科の試験」については、「学科 II 」、「学科II 、「学科II 、「学科

(6) 不正行為について

試験時間内に、次の①~⑤に該当したと判断された場合は、不正行為となり、退場処分となります。

- ① 他の受験者と会話すること
- ② 他の受験者の答案をのぞき見ること
- ③ 参考書、メモ、無線通信機器等を利用できる状態に置くこと(身に着けている状態を含む。)
- ④ 答案の作成において、使用が認められていない携行品を使用すること
- ⑤ 試験監理員の指示に従わないこと

7. 合格者の発表等

(1) 合格者の発表日及び合否の通知の発送日

<u> </u>	THE PROPERTY OF THE PROPERTY O							
		合格者の発表日*1	合否の通知の発送日*2					
「学科	斗の試験」	令和6年9月4日(水)(予定)	令和6年9月11日(水)(予定)					
「設計	5日(水)(予定)							

- %1「学科の試験」及び「設計製図の試験」の合格者の受験番号を、センターのホームページに公表します。
- ※2「学科の試験」及び「設計製図の試験」の受験者には、それぞれ、国土交通大臣の行った合否の判定結果を通知(郵送) し、不合格者には試験の成績を併せて通知(郵送)します。ただし、欠席者(「学科の試験」においては一部の科目欠席 者を含む。)へは通知しません。なお、通知(郵送)は、発送日から到着まで1週間程度かかる場合があります。

(2) 試験問題及び合否判定基準等の公表 下表に示すとおり公表します。

項目	公表内容	公表方法	公表日	
	試験問題			
「学科 の試験」	①正答肢、②配点、③合格基準点、④試験 データ等(全国の実受験者数、合格者数、合 格率、合格者の学歴・資格別、所属業種等 別、職務内容別、年齢別、男女別構成比)	センターのホームページに公表する。	合格者の発表日	
	試験問題			
「設計製図 の試験」	①採点のポイント、②採点結果の区分、③合格基準、④試験データ等(全国の実受験者数、合格者数、合格率、合格者の学歴・資格別、所属業種等別、職務内容別、年齢別、男女別構成比)	センターのホームページに公表する。	合格者の発表日	
	標準解答例			

学歴要件等について 資料 1

平成 21 年度以降の入学者の場合

平成 21 年度以降に入学している者は「指定科目を修めて卒業」が受験資格の条件となり、表 1 に示す学校等別に修得する指 定科目の単位数に応じて、免許登録の際に所定の実務経験年数が必要となります。なお、指定科目の分類ごとの必要単位数は、 表2に示すとおりです。また、学校・課程から申請のあった開講科目について指定科目に該当することをセンターが確認した 科目については、センターのホームページにより確認してください。

表 1. 学校等別、必要な指定科目の単位数

11. 11.47 20.2.0	学 校 等		指定科目の 単位数 ^(注)	試験時に必要となる る 実務経験年数	登録時に必要となる る 実務経験年数
大学、高等専門学校(「本科+専攻科」の卒業者に限	る。)、職業	60		卒業後2年以上
能力開発総合大学校	(総合課程、長期課程又は応用	課程の卒業			〃 3年以上
者に限る。)、職業能力開発大学校(応用課程の卒業者に限る。)		4 0		″ 4年以上	
短期大学(修業3年以			5 0		″ 3年以上
	.上/ ※1)		4 0		″ 4年以上
短期大学(修業2年以上) ※2)、高等専門学校(本科のみの卒業者)、職業能力開発総合大学校(専門課程のみの卒業者)、職業能力開発大学校(専門課程のみの卒業者)、職業能力開発短期大学校		4.0	〇年	" 4年以上	
	専門課程で修業4年以上		6 0		″ 2年以上
専修学校	専門課程で修業3年以上		5 0		″ 3年以上
	専門課程で修業2年以上		4 0		″ 4年以上

⁽注) 指定科目の単位数の条件は、表2に示す。

なお、専門職大学及び専門職短期大学の卒業者については、従来の大学及び短期大学の卒業者と同じ扱いとなります。

表2. 指定科目の分類ごとの必要単位数等

学校等 指定科目の分類	大学 等	短期大学(修業3年以上)、専修学校(専門課程で修業3年以上)等	短期大学(修業2年以 上)、専修学校(専門課 程で修業2年以上)等
①建築設計製図	7	7	7
②建築計画	7	7	7
③建築環境工学	2	2	2
④建築設備	2	2	2
⑤構造力学	4	4	4
⑥建築一般構造	3	3	3
⑦建築材料	2	2	2
⑧建築生産	2	2	2
⑨建築法規	1	1	1
①~⑨の計(a)	30	30	30
⑩その他(b)	適宜	適宜	適宜
総単位数(a) + (b)	60, 50, 40	50, 40	40

⁽注) 指定科目の分類ごとに定められた単位数及び総単位数(a) + (b) を満たすことが条件となります。

^{※1)} 専門職大学の3年の前期課程を含む。 ※2) 専門職大学の前期課程を含む。

平成 20 年度以前の入学者の場合

「平成20年11月27日までに所定の学校を卒業している者」及び「平成20年11月27日までに所定の学校に在学する者で平成20年11月28日以後に当該学校を卒業した者」については、当時の「所定の課程を修めて卒業」という学歴要件(表3)が適用されます。

表3. 平成20年度以前の入学者に適用される学歴要件

	建築に関する学歴	又は	は 資 格	試験時に必要となる 実務経験年数	登録時に必要と なる実務経験年数
(—)	大学 (旧制大学を含む)	- 課	建築又は土木		卒業後2年以上
(二)	3年制短期大学(夜間部を除く)	床	建築又は土木		〃 3年以上
(-)	2年制短期大学	程	建築又は土木	0年	〃 4年以上
(三)	高等専門学校(旧制専門学校を含む)		建築又は土木		〃 4年以上
(四) その他国土交通大臣が特に認める者 (平成 20 年国土交通省告示第 745 号ほか)					所定の年数以上

二級建築士、建築設備士の場合

- ・二級建築士を受験資格として申込む方は、二級建築士免許を登録していることが、受験資格の条件になります。**二級建築 士試験に合格しただけでは受験資格に該当しません**。
- ・建築設備士を受験資格として申込む方は、建築設備士試験の合格後、国土交通省告示(平成13年国土交通省告示第420号) に定める不適格要件に該当していないことが、受験資格の条件になります。

なお、一級建築士の免許登録の際には、二級建築士又は建築設備士を取得後の実務経験として、4年以上が必要となります。

表4. 建築に関する資格による受験資格

建 築 に 関 す る 資 格	試験時に必要となる 実務経験年数	登録時に必要となる 実務経験年数
二級建築士	0年	取得後4年以上
建 築 設 備 士	0.44	取侍後 4 平以上

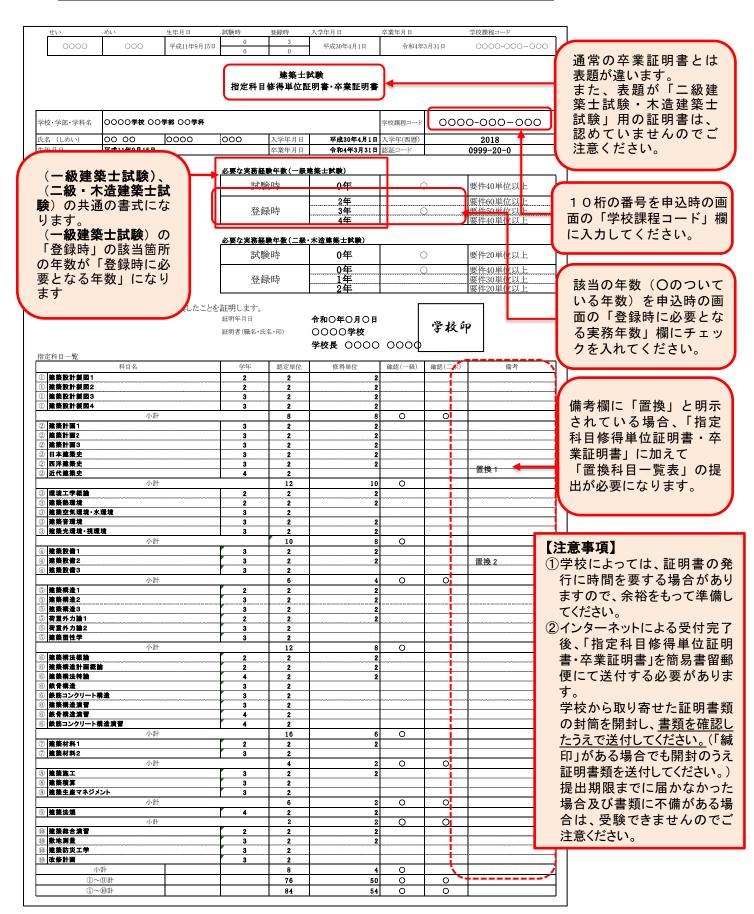
資料2 「指定科目修得単位証明書・卒業証明書」について

学校等が発行した証明書について、以下の証明書のサンプル①又はサンプル②と同じものであることを確認 し、記載漏れ、記載内容の誤り等の不備があれば学校等に正しい証明書を求めてください。

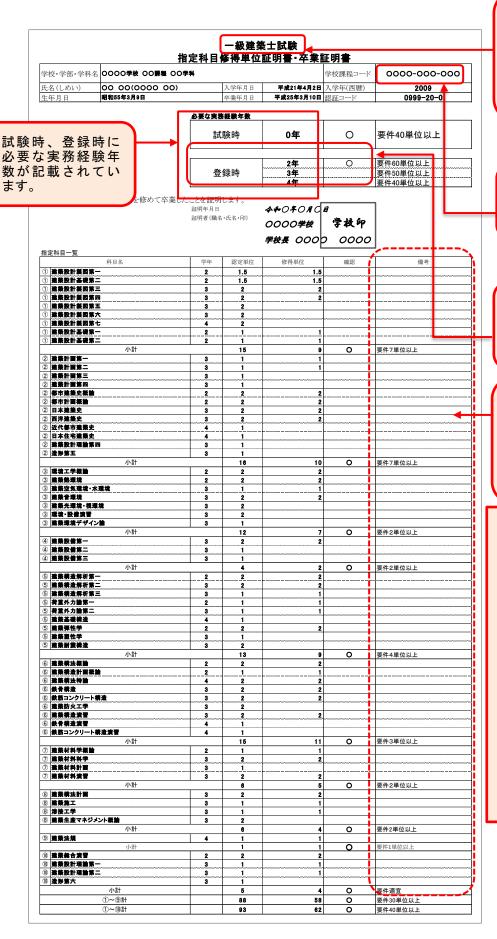
※平成20年度以前の入学者が提出する卒業証明書とは違い、建築士試験申込用の証明書になります。

平成 21 年度以降の入学者が提出する「指定科目修得単位証明書・卒業証明書」のサンプル①

※令和4年の試験から一級、二級・木造建築士試験共通の書式に変更しております。



|平成21年度以降の入学者が提出する「指定科目修得単位証明書・卒業証明書」のサンプル②|



通常の卒業証明書とは

表題が違います。 また、表題が「二級建 築士試験・木造建築士 試験」用の証明書、は 認めていませんのでご 注意ください。

10桁の番号を申込時の画 面の「学校課程コード」欄 に入力してください。

該当の年数を申込時の画面 の「登録時に必要となる実 務年数」欄にチェックを入 れてください。

備考欄に「置換」と明示され ている場合、「指定科目修得単 位証明書・卒業証明書」に加 えて

「置換科目一覧表」の提出が 必要になります。

【注意事項】

- ①学校によっては、証明書の発 行に時間を要する場合があり ますので、余裕をもって準備し てください。
- ②インターネットによる受付完了 後、「指定科目修得単位証明 書・卒業証明書」を簡易書留郵 便にて送付する必要がありま す。

学校から取り寄せた証明書類の 封筒を開封し、書類を確認したう えで送付してください。(「緘印」 がある場合でも開封のうえ証明 書類を送付してください。)

提出期限までに届かなかった場 合及び書類に不備がある場合 は、受験できませんのでご注意 ください。

資料3 「学科の試験」において使用が認められる法令集について

使用が認められる法令集の条件

学科Ⅲ(法規)の問題を解答する場合に限り、次の1及び2の条件を満たす法令集の使用が認められます。

条件1.条文等の順序の入替及び関連条文等の挿入を行っていないこと(条文等の省略は認められる)。

条件2.次に掲げる簡単な書込み及び印刷以外に解説等を付していないこと。

- イ. 目次、見出し及び関連法令・条文等の指示(法令、章、節、条等の名称、番号及び掲載ページを限度とする)
- 口. 改正年月日
- ハ. アンダーライン (二重線、囲み枠含む)
- 二. O、△、×の記号

注

- ① 使用が認められる法令集以外のものを使用した場合には、退場を命じますので、十分注意してください。
- ② ホームページ等から法文を印刷したものや法令集をコピーしたものの使用は認めません。
- ③ 紛らわしい書込みをした持込み法令集については、使用が認められない場合又は使用が認められたとしても判 断に時間がかかり判断結果が出るまでは法令集なしでの受験となる場合がありますので、条件2に掲げられて いる簡単な書込み以外の書込みをしないでください。
- ④ 法令集は、2冊まで使用できます。ただし、使用する法令集に付随する追録、追補、訂正表等がある場合は追 加できます。

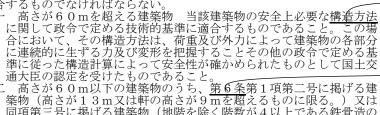
今 36 条P186

認められる書込み等の例

関連条文等の指示・見出しの例(条件2、イ・ハの例)

【構造耐力】

(20条 建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適 第20条 合するものでなければならない。



同項第三号に掲げる建築物(地階を除く階数が4以上である鉄骨造の 建築物、高さが20mを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で 定める建築物に限る。) 次に掲げる基準のいずれかに適合するもの

であること。 イ 当該建築物の安全

1 国政産業物の女主 上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。 この場合において、その構造方法は、地震力によって建築物の地上 部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することその他の政令で 定める基準に従った構造計算で、国土交通大臣が定めた方法による もの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによってないようによる → 今 81 柔P208 て確かめられる安全性を有すること。

市号に定める基準に適合すること。



認められない書込み等の例

条文の次に関連の別表を挿入した例(条件1に違反した例)

【耐火建築物等としなければならない特殊建築物】

- 劇場、映画館又は演芸場の用途に供するもので、主階が一階にないもの(階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル未満のものを除く。)

別表第1耐火建築物等としなければならない特殊建築物

(第6条、第21条、第27条、第28条、第35条-第35条の3、第90条の3関係)

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
	用途	(い)欄の用途に 供する階	(い) 解の用途に供場の用途に供場の用(1)項の場合(1)項の場合(1)項の場合(1)項の場合(1)項の場合(1)項ではない。 「項のの場所ではない。 「項の場所ではない。 「の場所では、 「の場所では、 「の場所では、 「の場所では、 「のいる。」 「いる。」 「いる	(い)欄の用途に 供する部分の床 面積の合計
(1)	劇場、映画館、流会 場、観覧場、の他こ で は、集会場するもの で で定めるもの	3階以上の階	200㎡ (屋外観覧席にあっては、1,000㎡) 以上	
(2)	病院、診療所(患者の 収容施設があまテル住 限るものに 下でを施設が、共一に 原館、下宿の他にれらで 類するもので政令 あるもの	3階以上の階	300㎡以上	



解説を付した例(条件2に違反した例)

【建築物の各部分の高さ】

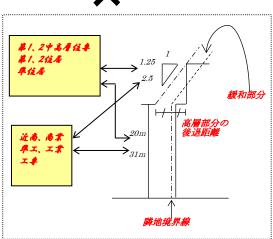
第56条 建築物の各部分の高さは、次に掲げるもの以下としなければならな

、。 別表第3(い)欄及び(ろ)欄に掲げる地域、地区又は区域及び容積率の限度の区分に応じ、前面道路の反対側の境界線からの水平距離が同表(は)欄に掲げる距離以下の範囲内においては、当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に、同表(に)欄に掲げる数値を乗じて得たもの1 当該部分から降地境界線までの水平距離に、次に掲げる区分に従い、イ若しくは二に定める数値が1.25とされている建築物(ロ及びへに掲げる建築物で、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内にあるものを除く。以下この号及び第7項を記さいて同じ。)で高さが31mを超える部分を有するものに高いる地境ので、おいて同じ。)で高さが31mを超える部分を有するものになれていて記されている。1.25とされている建築物にあっては、イスは二に定める数値が 1.25とされている建築物にあって、イスは二に定める数値が 1.25とされている建築物にあって 20mを、イからニまは31mを加えたもの イからニまでに定める数値が2.5とされている建築物にあって

第一種中高層住居専用地域若しくは第二種中高層住居専用地域内の建築物又は第一種住居地域、第二種住居地域若しくは準住居地域内の建築物(ハに掲げる建築物を除く。) 1.25(第52条第1項第二号の規定により容積率の限度が30/10以下とされている第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域以外の地域のうち、特定行政庁が 都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内の建築物にあって

は、2.30 な、近隣商業地域若しくは準工業地域内の建築物(ハに掲げる建築物を除く。)又は商業地域、工業地域若しくは工業専用地域内の建築物 2.5 高層住居誘導地区内の建築物であって、その住宅の用途に供する部分の床面積の合計がその延べ面積の2/3以上であるもの 2.5 日途地域の指定のない区域内の建築物 1.25又は2.5のうち、特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し当該区域を区分して都道府県都市計画 審議会の議を経て定めるもの





認められない書込み等の例A・・・「早見表」に相当するもの(条件1に違反した例)

次の条文に関連して、表を書込み又は貼付しているもの(早見表に相当するもの)

- ・建築基準法第55条(第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度)
- ・建築基準法第56条 (建築物の各部分の高さ)
- ・建築基準法第56条の2 (日影による中高層の建築物の高さの制限)



種類	高さの限度		高さ制限		D BVH MI	古库山豆	
用途地域	尚さの限度	道路	隣地	北側	日影規制	高度地区	
一種·二種低 層住専	10 又は 12	1.25 L	_	5 +1.25 L			
一種・二種中 高層住専	_	1.25 L (1.5 L)	20+1.25 L	10+1.25 L	地方公共団体 の条例で、適 用区域、測定	10 1 3 m · ·	
一種住居 二種住居 準住居	-	1.25 L (1.5 L)	20+1.25 L	_	用区域、例足 面及び日影時 間を定める (*)	都市計画で、 高さの最高 限度又は、最 低限度を定	
近隣商業 準工業	_	1.5 L	31+2.5 L	_	(47)	める	
商業 工業 工業専用	_	1.5 L	31+2.5 L	_	_		
無指定	_	1.5 L	31+2.5 L	_	(*) と同じ	_	
		1.25 L	20+1.25 L	(*) 2	(4-) CMC		

(認められない理由)

上記のような表の書込み又は貼付は、建築基準法第55条~56条の2の解説に該当し、「早見表」に相当することから、認められない書込み又は貼付である。

- ・建築基準法第52条(容積率)・・・脚注の条文にある計算式を書き込んだもの又は貼付したもの
 - 9 建築物の敷地が、幅員 15m以上の道路(以下この項において「特定道路」という。)に接続する幅員 6m以上 12m未満の前面道路のうち当該特定道路からの延長が 70m以内の部分において接する場合における当該建築物に対する第2項から第7項までの規定の適用については、第2項中「幅員」とあるのは、「幅員(第9項の特定道路に接続する同項の前面道路のうち当該特定道路からの延長が 70m以内の部分にあつては、その幅員に、当該特定道路から当該建築物の敷地が接する当該前面道路の部分までの延長に応じて政令で定める数値を 政令=令135条の18

が接する当該削回道路の部分までの延長に応じて政令で定める数値を | 数等= \$135条の | 加えたもの)」とする。(イ)(リ)(ワ)(ヰ)(ク)



(容積率の制限について前面道路の幅員に加算する数値) (テ)

第135条の18 法第52条第9項の政令で定める数値は、次の式によつて **法52条9**項⇔81 計算したものとする。(イ)(ワ)(ネ)(ナ)(ユ)(ほ ②

$$Wa = \frac{(12 - Wr) (70 - L)}{70}$$

この式において、Wa、Wr 及びLは、それぞれ次の数値を表す ものとする。

Wa 法第52条第9項の政令で定める数値(単位 m) (ワ)(ネ) (ユ) (ヨ)

Wr 前面道路の幅員(単位 m)

L 法第52条第9項の特定道路からその建築物の敷地が接する 前面道路の部分の直近の端までの延長(単位 m)(ワ)(ネ)(ユ)

(認められない理由)

上記のような条文の書込み又は貼付は、建築基準法施行令第135条の18を引かなくても解答できる可能性があり、「早見表」に相当し、認められない書込み又は貼付である。(式のみも認められない)

法65条

建築基準法 第3章 都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途

(防火地域)

防火壁

制限を受けない

防火地域の制限を

(地域指定なし)

で延焼のおそれのある部分に防火戸その他の政令で定める防火設備を設け、かつ、壁、柱、床その他の建築物の部分及び当該防火設備を通常の火災による周囲への延焼を防止するためにこれらに必要とされる性能に関して防火地域及び準防火地域の別並びに建築物の規模に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。ただし、門又は塀で、高さ2m以下のもの又は準防火地域内にある建築物(木造建築物等を除く。)に附属するものについては、この限りでない。(よ)(ト) ⊕

政令で定める基準= 令 136 条 の 2 ⇨

大臣が定め=令元国 交告194 ➡ 告示編

(屋根)

第62条 防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の構造は、市街地における火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して建築物の構造及び用途の区分に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。(ト)(レ)(ネ) む

政令=令136条の2 の2 ⇔412 大臣が定め=平12建 告1365 ⇔773/ ⇒ 告示編243

(隣地境界線に接する外壁)

第63条 防火地域又は準防火地域内にある建築物で、外壁が耐火構造の ものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。 か

(看板等の防火措置)

(建築物が防火地域又は準防火地域の内外にわたる場合の措置)

第65条 建築物が防火地域又は準防火地域とこれらの地域として指定されていない区域にわたる場合においては、その全部についてそれぞれ防火地域又は準防火地域内の建築物に関する規定を適用する。ただし、その建築物が防火地域又は準防火地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分については、この限りでない。(よ) (も) (も)

防火壁=令113条 ⇨

2 建築物が防火地域及び準防火地域にわたる場合においては、その全部について防火地域内の建築物に関する規定を適用する。ただし、建築物が防火地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分については、準防火地域内の建築物に関する規定を適用する。(よ)

(第38条の準用)

第66条 第38条の規定は、その予想しない特殊の構造方法又は建築材料 を用いる建築物に対するこの節の規定及びこれに基づく命令の規定の 適用について準用する。(ン)⊕

第5節の2 特定防災街区整備地区(ノ)

(特定防災街区整備地区)

第67条 特定防災街区整備地区内にある建築物は、耐火建築物等又は準耐火建築物等としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。(ノ)(ン) む

特定防災街区整備地 区=密集市街地整 備法31条 ⇔ 1221

(認められない理由)

上記のような図の書込みをすることにより、建築基準法第65条の解説となる。したがって、認められない書 込みである。

認められない書込み等の例で・・・「早見表」に相当するもの(条件2に違反した例)

法別表第1



建築基準法



			(\$)(\frac{1}{2}\)(\psi)(\frac{1}{2}\)(\psi)(\frac{1}{2}\)(\psi)(\psi)(\frac{1}{2}\)(\psi)(() ()
	(/,)	(3)	(lt)	(J t)
	用途	(い)欄の用 途に供する 階	(い)欄の用途に供する部分 ((1)項の場合にあつては客 席、(2)項及び(4)項の場合にあ つては2階、(5)項の場合にあ つては3階以上の部分に限 り、かつ、病院及び診療所に ついてはその部分に患者の収 容施設がある場合に限る。) の床面積の合計(ン)	(い)欄の用 途に供する 部分の床面 積 の 合 計 (ン)
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、 公会堂、集会場その他これらに 類するもので政令で定めるもの 〈注〉政令=未制定	3階以上 の階	200 m ² (屋外観覧席にあつては、1,000 m ²) 以上	
(2)	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、ホテル、 旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの(ト) 〈注〉 政令=令115条の3、1号 ⇒332		300 m² 以上(ン) 粉錠、美符錠、 ま錠、ボーリン 場、スキー場、	(>)
(3)	学校、体育館その他これらに類 するもので <u>政</u> 令で定めるもの ◇注〉 政令=令115条の3、2号 ⇒332		ケート場 2,000 m ² 以上(ン) 表容場、待今、	(ン)
(4)	百貨店、マーケット、展示場、 キャバレー、カフェー、ナイト クラブ、バー、ダンスホール、 遊技場その他これらに類するも ので政令で定めるもの(∤) <注> 政令=令115条の3、3号 ⇒332	Z	理点、飲食店、 は粉版 (10 ㎡以 を除く) 500 m²以上(ン)	(>)
(5)	倉庫その他これに類するもので 政令で定めるもの 〈注〉 政令=未制定	映画ス	200 m ² 以上 タジオ、	1,500 m² 以上
(6)	自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので <u>政令で定めるもの</u> 〈注〉政令=令115条の3、4号 ⇔333	テレビ 3階以上 の階	スタジオ	150 m² 以上

(認められない理由)

上記のような文字による書込みは、建築基準法第27条又は建築基準法施行令第115条の3を引かなくても、別表1のみで解答できる可能性があり、「早見表」に相当し、認められない書込みである。

認められない書込み等の例D・・・解説を付したものとみなされる例(条件2に違反した例)

X

□ は、特定防火対象物を示す

防火管理者必要

10人收容 △

30 人权容 ▲

50 人収容 📕

消防法施行令(抄)

別表

別表第1 (第1条の2一第3条、第3条の3、第4条、第4条の2の2一第4条の3、第6条、第9条一第14条、第19条、第21条一第29条の3、第31条、第34条、第34条の2、第34条の4一第36条関係)

(1)

- イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
- ロ 公会堂又は集会場
- イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
- ロ 遊技場又はダンスホール

(2)

- ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(二並びに(1)項イ、(4)項、 (5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その 他これに類するものとして総務省令で定めるもの
- ニ <u>カラオケボックス</u>その他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設 を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で 定めるもの
- (3)
- イ 待合、料理店その他これらに類するもの
- 口 飲食店
- (4) 百貨店、マーケツトその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
 - イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの ▲
 - ロ 寄宿舎、下宿又は<u>共同住宅</u>
 - イ 次に掲げる防火対象物
 - (1) 次のいずれにも該当する病院(火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。)
 - (i) 診療科名中に特定診療科名 (内科、整形外科、リハビリテーション科その 他の総務省令で定める診療科名をいう。(2Xi)において同じ。) を有すること。
 - (ii) 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第四号に規定する療養病床 又は同項第五号に規定する一般病床を有すること。
 - (2) 次のいずれにも該当する診療所
 - (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。
 - (ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
 - (3) 病院((1)に掲げるものを除く。)、患者を入院させるための施設を有する診療 所((2)に掲げるものを除く。) 又は入所施設を有する助産所
 - (4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産 所
 - ロ 次に掲げる防火対象物
 - (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム (介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第1項に規定する要介護状態区分 が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な要介護者」という。)を主として入居させるものに限る。)、有 料老人ホーム (避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介 護老人保健施設、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第4項に規 定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居 宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限 る。)、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設そ の他これらに類するものとして総務省令で定めるもの
 - (2) 救護施設
 - (3) 乳児院
 - (4) 障害児入所施設

(6)

(5) 障害者支援施設 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に 規定する障害児であつて、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な 状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難 な障害者等」という。)を主として入所させるものに限る。)又は同法第5条第 8項に規定する短期入所若しくは同条第17項に規定する共同生活援助を行う施 設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において 「短期入所等施設」という。)

(認められない理由)

上記のような凡例による文字の書込みをすることにより、消防法施行令別表第1のみで、解答できる可能性がある。したがって、認められない書込みである。ただし、凡例等がなく、 \bigcirc 、 \triangle 、 \times 等の記号のみの場合は、許容する。

持込みが認められるものの例

条件1を満たすものの例→条件2を満たしていることを確認したものに限って、持込みを認める。

建築六法		国土交通省建築指導課・市街地建築課	監修	全国加除法令出版	発行
国土交通六法(社会資本	本整備編)	国土交通省大臣官房総務課	監修	東京法令出版	発行
建築基準法令集	(法令編) (様式編) (告示編)	国土交通省住宅局 日本建築学会	編集	技報堂出版	発行
基本建築関係法令集	(法令編) (告示編)	国土交通省住宅局建築指導課 建築技術者試験研究会	編集	井上書院	発行
建築基準法関係法令集		建築資料研究社 日建学院	編集	建築資料研究社	発行
基本建築基準法関係法	令集	国土交通省住宅局参事官 建築技術研究会	編集	建築資料研究社	発行
建築基準法令集		オーム社	編集	オーム社	発行
〔井上〕建築関係法令質		建築法令研究会 建築法令研究会	編集	井上書院	発行
建築基準法規集		東京建築士会 東京建築士会法規委員会	監修 編集	新日本法規出版	発行
建築関係法令集	(法令編) (告示編)	建築法規編集会議	編集	総合資格	発行
建築設備関係法令集		国土交通省住宅局建築指導課 建築技術者試験研究会	編集	井上書院	発行
建築基準関係法令集		TAC株式会社	編集	TAC株式会社	発行

持込みが認められないものの例

条件1に抵触しているものの例

X	建築基準法設備関係法令通達集	建設省住宅局建築指導課	監修	新日本法規出版	発行
×	建築基準法構造関係法令通達集	建設省住宅局建築指導課	監修	新日本法規出版	発行
×	建築基準法防火・防災関係法令通達集	建設省住宅局建築指導課	監修	新日本法規出版	発行
×	建築基準法集団規定関係法令通達集	建設省住宅局市街地建築課	監修	新日本法規出版	発行

条件2に抵触しているものの例

×	平成10年6月12日公布改正建築基準法	建設省住宅局建築指導課・市街地建築 課	監修	新日本法規出版	発行
×	平成11年5月1日施行改正建築基準法 (1年目施行)の解説	建設省住宅局建築指導課・市街地建築 課	監修	新日本法規出版	発行
×	平成12年6月1日施行改正建築基準法 (2年目施行)の解説	建設省住宅局建築指導課	編集	新日本法規出版	発行
×	平成14年建築基準法改正の解説	建設省住宅局市街地建築課	編集	工学図書株式会社	発行
×	平成19年6月20日施行改正建築基準法 建築士法及び関係政省令等の解説	国土交通省住宅局建築指導課 国土交通省住宅局市街地建築課 等	監修	サンパートナーズ	発行
×	図解建築法規	国土交通省住宅局建築指導課	編集	新日本法規出版	発行
×	建築申請memo	建築申請実務研究会	編集	新日本法規出版	発行
×	図解建築法規早わかり	武田金次	著	オーム社	発行
×	建築関係法規の解説	大河原春雄	著	鹿島出版会	発行
×	建築法規の解説	阿部富士彌	著	東京建築士会	発行
×	建築基準法・建築士法 [改正] のポイント 平成19年6月20日施行 [法令・告示] 条文集	建築技術者研究会	編集	建築資料研究社	発行

〈別冊・付録の例〉

×	最新建築関係法令集'	11年版の別冊	建築法規研究会議	編	成美堂出版	発行
×	建築関係法令集の付録	(CD-ROM を含む)	建築法令研究会	編	井上書院	発行

資料4「設計製図の試験」において使用が認められる平行定規と型板について

注 意

使用が認められる

平行定規

及び

型板(テンプレート)

以外のものを使用した場合には、退場を命じます

ので、十分注意してください。

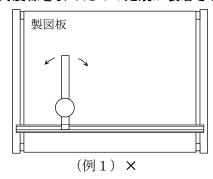
平 行 定 規

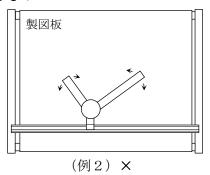
○使用が認められる例

- 1. 平行定規は、製図板に水平線を引くための定規のみがついているものに限る。
- 2. 製図板は、大きさが 45 cm×60 cm程度 (A 2 用) のものまでとする。(平行定規の装着部分を含めた大きさは、製図板の 1 割程度大きいものまでとする。) なお、傾斜用の軽易なまくらの使用は可とする。ただし、使用に際しての製図板の傾斜角度は 30 度以下とする。

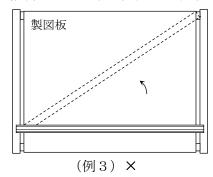
×使用が認められない例

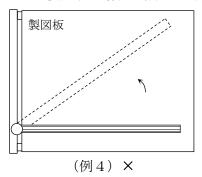
1. 垂直線又は角度線を引くための定規が装着されているもの



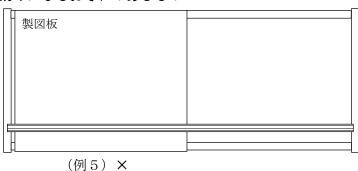


2. 水平線を引くための定規が自由に傾斜するもの (ただし、自由に傾斜しないように固定して、水平に保ったまま使用する場合に限って可)





3. 他の受験者の妨げになるおそれのあるもの



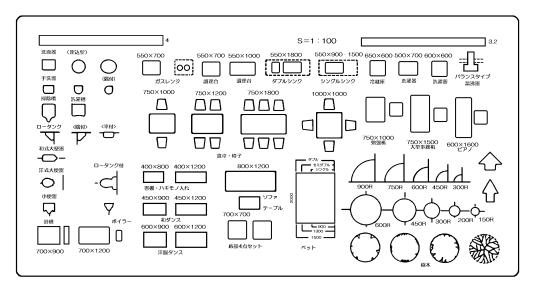
テンプレート

○使用が認められる例

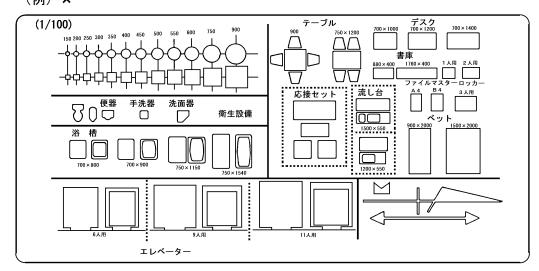
円、だ円、正三角形、正方形及び文字を描くための型板 ※なお、目印としてマークしたもの、シールを貼ったものの使用は認めません。

×使用が認められない例

1. 家具、衛生機器、建築部位、建築設備を描くための型板 (例) ×



- 2. 円、だ円、正三角形及び正方形(以下「認められる図形」という。)を組み合わせ、予め、 上記 1 に掲げる図を描くために作成されたと思われるものや、認められる図形が、同じ大 きさ及び間隔で配置されている等、製図の作業性を高めるもの
- 3. 認められる図形及び文字を描くための型板と、上記1、2が一体となったもの (例) ×



- 4. 尺貫法にもとづく目盛りがついたもの
- 5. 点線・破線等を引くことができる型板(点線スケール)

資料5 「設計製図の試験」において使用が認められる電卓について

注意

- ・使用が認められる 電卓 以外のものを使用した場合には、退場を命じますので、十分注意してください。
- ・「学科の試験」では、電卓の使用は認められません。

○使用が認められる例

加減乗除、ルート、メモリー、%機能、関数機能を限度とし、プログラム機能を有せず、小型で音のしないもの

(使用することができる電卓に通常設置されているキーの例)

置数キー

1

2

3 ... 9

0

00

・クリアキー

С

AC

計算命令キー

+

_

×

÷

=

・独立メモリーキー MRC

MR

M+

M-

・関数計算機能キー

sin

cos

tan

×使用が認められない例

次に掲げる条件に一つでも該当する電卓は、使用することができません。

1. プログラム機能等があるもの

例えば、次に示すようなキーがあるものは、プログラム機能等を有しているので使用することができません。

ENTER

RUN

PR0

PROG

EXE

COMP

P1

P2

Р3

P4

PF1

PF2

PF3

PF4

2. アルファベットやカナ入力ができるもの

例えば、次に示すようなキーがあるものは、アルファベットやカナ文字入力機能等を有しているので 使用することができません。

あ

い

う ...

ア

1

ゥ ...

Α

В

C ...

資料6 筆記用具等収納ケースについて

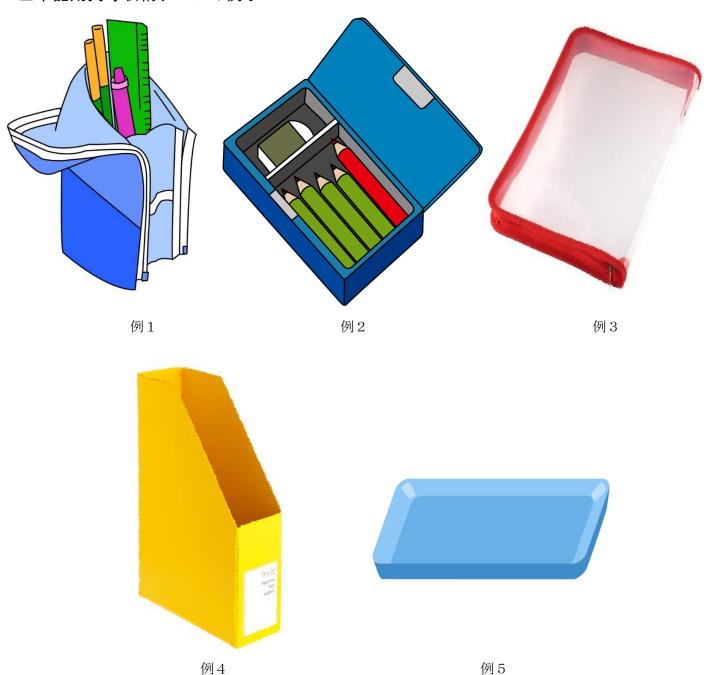
注 意

例示のようなペンケース、ファイルボックス等の筆記用具等を収納できるもの(機能が類似しているものを含む。)は、試験時間中には使用できません。机の上に置かず、かばんの中にしまってください。使用した場合には、退場を命じますので、十分注意してください。

試験時間中は「必ず携行するもの」「携行できるもの」以外のものは、使用できません。

なお、衣類のポケット等を使用して、筆記用具等を収納する行為も不正行為となりますので、十分注意 してください。

■筆記用具等収納ケースの例示



参考1 災害等が発生した場合における試験実施の対応方針等について

<災害等が発生した場合における試験実施の対応方針について>

災害等が発生した場合、全国又は一部地域において、試験目前又は試験当日の試験場を含む地域の災害の状況や交通機関・試験場の状況等により、開始時間を遅らせる又は当日の試験を中止し、後日再試験の実施を判断する場合があります。災害等が発生した場合における試験実施に関する情報は、センターのホームページ及びメールで情報提供する予定です。そのため、必ず試験までに同ホームページ及びメールを確認してください。同ホームページ及びメールに記載した試験実施に関する情報については、同情報を確認しないことにより生じるいかなるトラブルに対しても、センターは責任を負いかねます。

- 災害等が発生した場合における試験実施に関する対応方針として、
- ①試験日前又は試験当日の試験場を含む地域の災害の状況や交通機関・試験場の状況等により、全国又は一部地域において、「学科の試験」は最大 1.5 時間、「設計製図の試験」は最大 2 時間開始時間を遅らせる又は当日の試験を中止し、後日再試験の実施を判断する場合があります。
- ②①については、試験当日の災害が事前に見込まれる場合や、試験日前に災害があった場合等は、全国又は一部地域において、安全を最優先として事前の判断をする場合があります。
- ③最終的には、「学科の試験」は当日朝7時、「設計製図の試験」は当日朝8時に判断します。
- ④これらの最新の情報については、センターホームページ及びメールでお知らせします。
- ・当日の試験を中止し、後日再試験と判断された場合には、センターホームページ及びメール等による通知で、詳細を示します。

なお、「学科の試験」が再試験になった場合、「学科の試験」、「設計製図の試験」及び「合格発表」について改めて日時等を 提示します。

また、「設計製図の試験」が再試験になった場合、「設計製図の試験」及び「合格発表」について改めて日時等を提示します。 ・災害等が発生した場合等に活用することがあるので、今後転居により住所、電話番号が変更になった場合には、マイページ からログインしていただき、変更手続きを行ってください。

参考2 過去受験票等の原本証明について

過去受験票等 原本証明書

受験申込に必要な下記の過去の受験票の写し又は合否通知書の写しは原本と相違ありません。

令和 年 月 日

氏名 (署名)

過去の受験票(写し) Rtd 合否通知書(写し) 貼付欄

- 1.「過去受験票等 原本証明書」に、日付(証明日)、氏名(署名)を記載のうえ、受験票の写し又は合否通知書の写しを貼付してください。
- 2. マイページから、「受験申込書」及び「郵送先が記載された宛名ラベル」を印刷してください。
- 3. 宛名ラベルを封筒に貼付し、「受験申込書」と「過去受験票等 原本証明書」を同封してください。
- 4. 簡易書留郵便にて提出期限(当日消印有効)までに送付してください。
- ※ <u>過去の受験票等に記載の氏名と現在の氏名が異なっている場合</u>には、氏名の変更が確認できる書類(戸籍 抄本又は謄本等の写し)も併せて同封してください。